

〔提言項目 1〕

児童福祉施設で生活をする児童虐待等不適切な養育を受けた児童の教育の充実について

〔現状と課題〕

児童養護施設や母子生活支援施設等には、児童虐待を受けた児童等心の問題を抱える児童の入所が増加し、さらに心的外傷後ストレス障害（PTSD）、注意欠損多動性障害（ADHD）、学習障害など障害を抱える児童も多く入所している。治療的関わりが必要な児童の多くは、暴力・いじめ・多動・授業妨害・不登校など、学校では指導困難性が高い児童でもあり、学級運営に大きな困難を生じている。これらから、学校や地域から施設に対する厳しい苦情や批判が寄せられ、学校や地域との信頼関係が壊れてしまうことが、心配される状況が起きている。

さらに昨年、児童虐待防止法改正により、「市区町村において虐待を受けた児童に対する教育に必要な施策を講じること」と規定されたこともあり、児童福祉施設への地域や学校の理解を深め連携を強化する施策を講じるとともに、施設で生活をする児童虐待等不適切な養育を受けた児童への教育権や発達保障への具体的対策が喫緊の課題である。

1 事業者・東社協の取り組み

- (1) 児童が、施設内で安心して生活できる環境を整備し、信頼できる人間関係を育てる取り組みをすすめる。
- (2) 児童一人一人の自立支援計画を作成し、学校や児童相談所と連携をして、児童の自立する力が育つように支援をする。
- (3) 校区内に児童福祉施設有することから、児童虐待を受けた児童等が集中する学校の実態を調査し、どのような支援や連携が必要なのかを明らかにする。
- (4) 明らかにされた事項につきどうしたら実現可能なのかについて検討し、具体的政策提言を行う（別紙「これからの児童養護施設と学校の連携について」参照）。

2 区市町村の取り組み

- (1) 区市町村の教育委員会が、児童福祉施設を校区内に有することから、児童虐待を受けた児童等が集中する学校における過重な指導の困難性の実態を把握すること。
- (2) 区市町村は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容や方法の改善及び補助教員の配置など必要な施

策を講じること。

- (3) 地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他児童虐待を受けた者の自立支援のための施策を講じること。

3 東京都の取り組み

- (1) 児童福祉施設で生活をする児童虐待を受けた児童等の教育権の保障について、区市町村の教育委員会へ必要な対策を講じるように早急に通知を出すこと。
- (2) 児童福祉施設を校区内に有することから、児童虐待を受けた児童等が集中する学校の教育条件を充実させること。
- (3) 情緒障害児学級などの増設

これからの児童養護施設と学校の連携について

東京都社会福祉協議会児童部会
児童養護施設問題検討委員会

はじめに

平成16年6月の児童部会施設長委員会において、最近、児童虐待を受けた児童等の心の問題を抱える児童の入所が増加する中、施設で生活する児童たちが通う学校や幼稚園において、施設から通う児童の指導困難性が質的にも量的にも増していることから、施設に対する厳しい苦情や批判が寄せられていること、児童の施設への入所についても学校等との協議を迫られるような状況が出てきていることなどが議論になりました。

児童養護施設は、施設で生活をする子どもたちの成長を願い、地域や学校等との関係を重視し、機会あるごとにより良い関係をつくれるように取り組んできました。児童虐待を受けた児童など、従来の施設機能では養護の難しい児童の入所が急増しています。東京都には、情緒障害児短期治療施設が設置されていないことから、治療的関わりが必要な要保護児童も全て児童養護施設に入所しています。そのような児童は、学校では指導困難性が高い児童でもあり、学級運営に大きな困難が生じています。そのことから、施設が作り上げてきた学校や地域との信頼関係が、壊れてしまうことが心配される状況が、あちらこちらの施設で起きていました。

そこで、児童部会として、東京都における全児童養護施設入所児童の学校等での状況や、それぞれの施設が学校や幼稚園・地域との間でどのような困難を抱えているのか、また、関係の維持や向上のためにどのような取り組みをしているか等、児童養護施設と学校等の関係を巡る状況について実態調査を実施し、その調査結果を踏まえて施設で生活する児童の教育環境の改善・充実の取組方向を検討することにしました。

1 「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」について

その議論の際に話題となったのが、『児童虐待に関する学校の対応についての調査研究（平成16年3月）』（文部科学省科学研究費研究班 代表：玉井邦夫...山梨大学）の「調査7 校区内に養護施設を有する小中学校の学級担任が感じる児童生徒の指導の困難性に関する調査」です。

その調査報告には、以下のような事項がまとめられています。

教員が指導困難性を感じるさまざまな言動の件数と、1学級に在籍する児童養護施設児童生徒数が、多くの項目で有意な相関を示す。

以下の項目について、在籍数が増加するにつれて指導の困難性が高くなっていく様子が明確に示される。

「他の児童生徒に対する攻撃的な言動がある」「教員に対する攻撃的な言動がある」「教

室から抜け出して校内を徘徊する」「授業中落ち着いて着席できず、室内を歩き回る」「奇声や反抗などの授業妨害行為がある」「性的な言動が多い」「パニックを起こす」「学業不振がある」「その他」

児童養護施設に在籍する児童生徒の中で、担任が指導の困難性を感じる生徒の割合は42.7%である。

単純な児童養護施設児童の在籍数が、明確に指導の困難性との関連を示した。また、提言では児童養護施設に関わって、次のように述べられています。

- (1) 児童生徒の示す指導困難性に対して、人的な配置が検討されるべきである。特に、校区内に児童養護施設を有する学校においては、施設への入退所によって在籍する児童生徒数は変化するため、年度途中で人的配置を柔軟にできる仕組みが必要である。
- (2) 校区内に児童養護施設を有する学校に関しては学級編成上の定数を引き下げるなどの対応が考えられる。
- (3) 人的配置には教員だけでなく、他の専門職の配置も考えられる。現状ではスクールカウンセラーの配置が進められている。
- (4) 上記に関しては、たとえば児童養護施設に関与している専門職が必要に応じて教員のメンタルケアや指導助言に当たるなどの人材活用も検討されるべきである。
- (5) 連携に関わる個人情報の共有については、記録の管理を含めたルールが求められることを前提として、今以上に積極的に推進されるべきである。特に、児童養護施設と学校がともに情報不足を感じていたり、情報の共有に困難を感じている実態には早急に対策が立てられなくてはならない。

2 「入所児童の学校等で起こす問題行動について」調査について

1. の調査も参考にして、児童部会調査研究部は、『入所児童の学校等で起こす問題行動について』(平成16年10月)の調査を実施しました。調査対象59施設中53施設から2652人についての回答が得られました。

この調査で、以下の事項が明らかになりました。

- (1) 学校・幼稚園で継続的に問題行動を起こしている児童は、587人であり、割合が22.1%であること。その内の約3分の2が被虐待児であること。
- (2) 1施設あたりの当該児童の平均人数は、11.1人であること。
- (3) 学校での不適応行動は、該当児童数587人に対して1004件であり、ほとんどの児童が複数の問題を起していると考えられること。
- (4) 学校・幼稚園から苦情・批判があったり、児童の起こした問題で協議を申し込まれている施設が、81.1%であること。
- (5) 学校・幼稚園に協力要請を行っている施設が85%であること。

(6) ここ数年で、児童養護施設の機能を越えた問題をもっていると思われる児童がいたという施設が96%であること。

学校への不適應の内容

暴力・暴言・けんか・いじめる等の攻撃型は、 33.6%
 多動・落ち着かない・じっとしてられないと授業妨害・立ち歩きは、 44.5%
 不登校・登校しぶり・登校拒否は、 25.8%

| | |
|-----------------------------|-----|
| 暴力・暴言・けんか・いじめる | 197 |
| 多動・落ち着かない・じっとしてられない | 157 |
| 不登校・登校しぶり・登校拒否 | 152 |
| 授業妨害・立ち歩き | 104 |
| 盗む | 83 |
| 授業抜け出し | 63 |
| パニック・奇声 | 60 |
| 保健室登校(教室外で特別に対応してもらっているケース) | 46 |
| 壊す・器物破損 | 40 |
| いじめられる | 36 |
| その他 | 66 |

計 1004

施設から見て「継続的に問題行動を起こしている児童」の割合が、『児童虐待に関する学校の対応についての調査研究(平成16年3月)』における「担任が指導の困難性を感じる生徒」の割合の約半分であることは、調査対象の違いを考慮してもその差は大きなものがあり、施設側が考えている以上に教員(学校)は施設の子どもたちへの指導の困難性を感じていると考えられます。

また、“機能を越えた問題を持っていると思われる”ということは、“対応しきれない”ということとほぼ同義であると考えられることから、「児童養護施設の機能を越えた問題」は、おそらく「学校の機能を越えた問題」と考えられます。

『児童虐待に関する学校の対応についての調査研究(平成16年3月)』における「(児童養護施設児童の)単純な在籍数が明確に指導の困難性との関連を示した」ということと、81.1%の児童養護施設が批判・苦情を受けているということは、密接に関連していると考えられます。

3 児童虐待防止法の改正について

児童虐待防止法改正により、児童虐待を受けた児童等に対する支援が規定され、「市区町

村に児童虐待を受けた児童に対する教育に必要な施策を講じること」が義務付けられました。

国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実等必要な施策を講じなければならない。

国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他児童虐待を受けた者の自立支援のための施策を講じなければならない。

国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立支援を専門的な知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員に加え、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童の保護及び自立支援の職務に携わる者の人材確保と資質向上を図るため、研修等の必要な措置を講ずるものとされた。

「学校における児童虐待への対応に関わる教職員の経験が未だ十分とは言えない状況にある」(『児童虐待に関する学校の対応について調査研究』)との指摘もあり、学校・教育委員会における児童虐待を受けた児童へ対する取組の充実が、喫緊の課題となっています。

本委員会には、法改正に関わる厚生労働省の通知を基にして、児童養護施設と学校・教育委員会とが話し合っており、施設の児童虐待を受けた子どもを支援するために、今春から小学校に情緒障害児学級を新設した例も報告されています。

4 児童部会の取組について

『入所児童の学校等で起こす問題行動について』(平成16年10月)調査では、98.1%の施設が、学校・幼稚園となんらかの協力体制を取っていると回答しています。しかし、今日の状況は、これまで以上の取組を児童養護施設に求めているものと考えられます。

近年の児童養護施設への入所理由の大部分は、児童虐待です。ですから、児童養護施設が校区にある小中学校には、多くの児童虐待を受けた児童が通学しています。施設と小中学校との連携を強化することはもとより、児童虐待を受けた児童が集中する学校における過重な指導の困難性を打開するための教育条件の充実が、緊急に必要なことであることを、教育委員会に知らせることがとりわけ重要です。

当面の取り組み課題

- 1) 学校・幼稚園に、施設への一層の理解を働きかける
- 2) 学校・幼稚園に、児童虐待を受けた子どもへの理解を働きかける
- 3) 学校・教育委員会に教育の内容及び方法の改善と充実等必要な施策を講じるように働きかける。その際に、次の事項を要望する。
 - ・ 虐待を受けた児童の保護及び教育に携わる者の資質向上を図るため、研修等の必要な措置を講ずること

- ・ 児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教員の加算配置や情緒障害児学級の増設をすること

児童部会としての取組

東京都教育委員会との懇談をおこなう

各施設としての取組

地元の教育委員会と懇談をおこなう

学校・幼稚園に施設の子どもの実情に応じた教育の充実を働きかける

以上

〔提言項目 2〕

東京における児童養護グループホームの充実について

〔現状と課題〕

グループホームの充実は東京都社会福祉協議会においてもこれまでの重点施策として提言してきたところである。東京都においても重点施策として虐待を受けた児童など社会的養護を必要とする児童に対して、家庭的養護の推進策を打ち出し、養育家庭制度とグループホーム制度の充実強化を推し進めているところである。このたび次世代育成支援東京行動計画において児童養護施設でのグループホームについて平成 16 年度末 41 ホームを平成 19 年度までに 100 ホームにするように具体的数値目標を掲げて拡充実施中である。

児童部会のグループホーム制度委員会において、この内容をよりいっそう発展させる意図にて、東京の児童養護施設関係者のアンケート調査を行い、率直かつ貴重な意見が出され、資料としてまとまったので、その資料（別紙東京における児童養護グループホームの充実のために）をもとに現場からの政策提言をしたい。

1 事業者・東社協の取り組み

- 1) まだ、実施していないすべての児童養護施設において「グループホーム検討・実施委員会」を立ち上げ、事業所全体としてグループホームの実施について調査、検討、計画を立案しグループホームの立ち上げを行う。
- 2) 児童部会のグループホーム制度委員会が積極的に研修会や見学会を開催し、グループホームの立ち上げや充実に関する情報提供等の機会を作る。
- 3) 東社協全体としても、高齢者、障害者、児童問わず広範なグループホームの実態調査や関係者の情報交換会、研修会などを積極的に企画実施し、政策推進や実践サポートの機会を作る。

2 区市町村の取り組み

- 1) 児童の虐待問題や養護相談などについて、今年度より各区市町村の子ども家庭支援センター等を中心に対応する事となり、各区市町村に児童養護施設や乳児院などがなく、宿泊・生活対応できる場所が確保できない区市町村において、サテライト型の地域小規模児童養護施設やグループホームの制度を利用した地域子育て支援策の展開を考える。

3 東京都の取り組み

- 1) 拡充のための財政の確保

- 2) 施設整備・物件確保・家賃助成の拡充などの積極的な措置
- 3) 支援困難児童にも対応できるグループホームの充実のためにも、職員の労働基準法遵守のためにも、職員の増配置や児童定員の改定など抜本的改善の実現
- 4) グループホーム複数実施施設に対する職員の増配置
- 5) 職員の研修体制の充実、グループホーム支援員の配置

2005年5月24日

「東京都社会福祉協議会児童部会グループホーム制度委員会アンケート結果報告」

東社協・児童部会グループホーム制度委員会

はじめに

東京都は平成14年「地域での自立を支える新しい福祉」を目指しての実現に向けて「TOKYO福祉改革 STEP2」をだしました。その中で児童養護に関して家庭的養護を強力に進めることを打ち出し、養育家庭制度（里親）の拡大とグループホームの設置の促進をかけた。

今後、要養護児童の約3割（約1000人）を家庭的養護で対応する目標を設定し、グループホームを平成19年度末までに100カ所（100×6人＝600人）を目指し、都内の全児童養護施設において少なくとも1施設1カ所の設置を求めています。

国に於いては地域小規模児童養護施設、小規模グループケア等の施策が打ち出されました。

被虐待等の児童の入所が増加する中で家庭的養護の推進、少人数ケア、ケアの個別化、地域化が求められ、急速に拡大するグループホームの中で、当委員会は「全ての施設で実施できるグループホーム制度、誰でもできるグループホーム」を目指し、実践交流、アンケート調査を実施してきました。

その中で、多くのメリットが述べられているとともに、各施設が実施・運営するにあたっての多くの困難と努力課題が述べられています。

この貴重な実践と社会的養護の質的向上の発展につながりますことを願います。

東社協・児童部会グループホーム制度委員会

委員長 須藤 春夫

（調査の目的）

東京都下におけるグループホームは東京都が要養護児童に対して小規模ケアを推進している今日、急速にその数を増やしている。都内の児童養護施設59カ所のうち、24施設がグループホームを設置し、41のグループホームが運営されている。（H17.1.1）

グループホームの拡大と共にケアの質の向上のために検討すべき課題は山積している。東社協児童部会グループホーム制度委員会はグループホームの質的向上をめざし都下児童養護施設59ヶ所を対象にアンケート調査をおこなった。

(調査方法)

対 象：東京都下児童養護施設

方 法：各児童養護施設長及びグループホーム実務担当者に対するアンケート調査を郵送し、回答を要請した。

調査時期：平成 17 年 2 月

(調査結果)

1 経営に関するアンケート

(対象：グループホームを開設している施設長回答から)

2 - 1 設置するときに苦慮したこと

この質問においては「希望物件の確保」を記述した施設長は 15 名と最も多く、比較的敷地面積の広い物件の確保は各施設の共通の問題であると考えられる。次に多かったのが、「職員の選定、配置」をあげたのは 7 名の施設長であった。この内容に近い「勤務条件の問題(労働環境、ローテーションの確保)」をあげる 3 名の施設長がおり、半数以上の施設において担当職員の選定と勤務体制に苦慮していることが伺われた。

2 - 2 経営において現在苦慮していること

この質問については人材の確保、人員配置といった職員に関わる問題を指摘する施設長が多かった。これはグループホームを設置するときに苦慮した回答と同じ内容の答えであり、設置後も職員のやり繰りに苦慮している施設長が多いことが伺われた。

次に多かったのは本園との連携、関係を指摘する声があり、グループホームの独自性や特性を理解しつつも、本園の機能や体制との違いに戸惑いを感じている施設があるのではないかと。

2 - 3 グループホームの長所は

グループホームの長所については「個別対応がしやすい」(12 名)「家庭的で子どもが落ち着ける環境を作れる」(10 名)「子どもが地域社会の一員としての生活する意識を持てる」(8 施設)という回答結果であった。また学校から施設の子どもの見方をされなくなったという回答もあった。

2 - 4 グループホーム制度委員会に期待することは

「情報交換」が一番多く、4 施設であった。また、「グループホームの良さをアンケート調査等で引き出し、多くの施設職員に広める」という指摘もあり、グループホーム制度委員会は今後もグループホームを立ち上げようとする施設に対して必要な情報を積極的に提供をしていくことが期待されている。

(対象：グループホームを開設していない施設長回答から)

3 - 1 設置に向けて苦慮していること

「職員の配置、職員体制の構築」をあげたのは10名の施設長であった。次に多かったのが「物件の確保」をあげたのは6名の施設長であり、「本園との連携（サポート体制の構築）」をあげたのは4名であった。これはグループホームをもっている施設が開設時に苦慮したこととほぼ同様の問題であり、その問題をある程度乗り越えられる見通しがたったときが、グループホームを開設できるタイミングであると考えられる。

3 - 2 グループホーム開設に伴う長所、期待すること

グループホーム開設によって「継続的な安定した個別なかかわり」、「地域社会での生活による子どもの社会適応の促進（社会生活技術の習得）」とした施設長は5名おり、多くの施設長が、グループホームの特性を理解していることが調査結果から推察される。

3 - 3 グループホーム制度委員会に期待すること、活動で取り上げてほしいこと

「グループホーム開設までの手続き、経費等についての情報の公開」、「実践中での情報の提供」という声がある。これは従来グループホーム制度委員会が行ってきた活動の目的でもあり、グループホーム制度委員会として引き続き、情報提供をしていく必要がある。

4 - 1 グループホームを開設しない理由

「人員配置ができない」、「場所の確保ができない」という回答はそれぞれ2名よりあった。他に「必要性を感じている職員は多いが、施設全体の了解事項になっていない」という意見や「現状維持が精一杯であり、今後の検討課題にしたい」という回答もあり、今後開設を検討していく可能性がある事が読み取れる。しかし「職員の心身の負担が大きい」、「現状では最大限の家庭的援助を実践している中、不安要素の多いグループホームは希求しない」という声があった。

2 運営に関するアンケート（対象：グループホーム実務担当者）

1 運営に当たり苦慮していること

子どもとのかかわり

質問肢の中～の中において苦慮しているテーマとしてこの「子どもとのかかわり」を第1位と回答したのは17施設の職員からあった。

「子どもとのかかわり」の内容は職員側の問題として「職員のメンタルな問題」を指摘する職員が最も多かった。「特に子どもとぶつかったとき、逃げ場がなく気持ちの

切り替えが難しい」という指摘があり、本園での業務体制に慣れている職員にとっては厳しい現実が伺える。他には「個別ケアの実施」については7施設の職員が指摘をしている。以下「一人勤務時の個別対応の困難さ」については4施設の職員からの回答があった。

また、子ども側の問題としては「子ども同士の関係」、「被虐待児への対応をする際、他の子どもとのバランスのとり方が難しい」という指摘もあった。

食事

質問肢の中でこの質問を第1位と記述したのは3施設の職員であった。

「調理にかかる負担（調理技術、時間的なものも含む）」については12施設の職員が指摘している。子どもに手がかかる一方、調理も行わなくてはならず、特に一人勤務の場合、子どもと関わることに制約が生じている。また、子どもの学校の保護者会等の学校行事や通院が入ると食事の準備に取り掛かるのが遅くなり、食事時間を守るというプレッシャーは職員にあることから、精神的にも職員には負担に感じることが考えられる。

地域とのかかわり

質問肢の中でこの質問を第1位と記述したのは2施設の職員であった。

「地域からの理解」をあげた職員は8施設あり、「地域とあまり交流が持てない」と指摘する職員も7施設あり、多くのグループホームの職員が地域との関係作りに苦慮していることが伺われる。地域の特徴の差はあるものの、地域において社会的養育の理解を得ることは非常に重要なことである。

学校関係

質問肢の中でこの質問を第1位と記述したのは3施設の職員であった。

「学校行事やPTA、係り活動の参加」については8施設の職員からあった。上記の調理の質問のところとも関係があり、限られた職員配置の中で、やり繰りに苦悩していることが伺われる。地域と同様、学校の教職員や生徒の保護者に対する児童福祉の理解のためにも、しっかり取り組んでほしい業務である。

職員間の連携

質問肢の中でこの質問を第1位と記述したのは6施設の職員であった。これは「子どもとのかかわり」について2番目に多かったことから、グループホームの運営上、大きなポイントだと言える。

「職員の連携を図るための時間の確保」について13の施設の職員が記述している。「子どものケアの一貫性、共通理解の構築」について12施設の職員が指摘して

いる。グループホームは基本的に少人数の勤務体制を採っており、グループホームの運営上、職員の連携と一貫性の構築は重要なことである。

本園との連携

質問肢の中でこの質問を第1位と記述したのは4施設の職員であった。

「情報交換、共有の課題」を13施設の職員が記述している。また、「緊急時、職員の休暇時の代替職員」については5施設の職員が指摘している。グループホーム担当職員に対するサポート体制の難しさが伺われる。その一方、「日常の応援体制ができています」と記述した職員は4施設あった。それぞれの施設が職員の配置体制になお一層の努力が期待される。

その他

「子どもとその家族との関係調整のむずかしさ」については2施設の職員が記述している。ファミリーソーシャルワークのあり方も今後の検討課題であろう。

他には「職員の拘束時間が長い」、「勤務時間、勤務体制」についても指摘があり、本園の勤務体制に比較し、勤務時間が長いことが他の調査でも指摘されていることから、この点についても今後も継続的に検討が加えられることを期待したい。

2 グループホーム制度委員会に期待すること、活動で取り上げてほしいこと、他のグループホーム実践で知りたい内容

期待すること

知りたいこと

「それぞれのグループホームにおける勤務体制の実態」については8施設の職員からあり、「本園との協力体制、行事への参加」については4施設、「運営方法の詳細」3施設、「地域での成功事例と失敗事例」3施設等、実践的なことについての情報を得たいという思いが伺える。

3 行政への質問、要望

- 東京都に対する質問 -

「グループホームを運営していく上で都型（施設分園型）と国型（地域小規模施設）の運営上の違いを知りたい」、また「職員の配置についてグループホーム要員として補助がついているが、1週間をどういう形でまわしていけば成り立つと考えているのか。住み込みが前提なのか。労働基準法上の宿直回数との関係等東京都の考える根拠が知りたい」という質問があった。

- 東京都に対する要望 -

「配置基準の見直し」を記述した職員が16施設にのぼった。グループホームは

従来の児童養護施設に比較すると家庭的ではあるが、一般の家庭の子どもの数としては非常に大きい生活単位になっていることは否定できない。現在の6名定員が5名以下になることが期待されるところである。

また、職員の勤務体制（ローテーション）については「職員の定員の増加」をあげたのは5名おり、「一人勤務が多い」こと、「職員の休暇を確保が困難である」という問題を指摘する職員もいた。

3 まとめ

(1) 施設長からの声

施設長としてグループホームを開設する際の問題として、「物件の確保」、「職員の選定・配置」という問題は多くの施設の共通の悩みであることが今回実施した調査結果から明らかになった。

また「グループホームの家賃が月額27万を上限とする現行の制度では、限界がある」という指摘もあり、今後の検討課題ではないだろうか。

しかし、問題をクリアできなければグループホームの開設に漕ぎ着くことができないのも現実であり、各施設におかれては引き続きグループホームの拡大のため、諸問題の解決に尽力されることを期待したい。

その一方で、グループホームを開設していない施設長からの指摘として「現状で最大限の家庭的援助を実践している中、グループホームは不安要素が多く、現時点では検討していない」、「大家族の良さが分園と平行した中で維持されるのか懸念が大きい」、「職員の心身の負担が著しい」といった意見もあり、グループホームのメリットは理解されつつも、職員配置基準、勤務体制等の問題からグループホーム開設に至っていない施設が存在しているのも事実である。当グループホーム制度委員会では、今後新規にグループホームを立ち上げる予定の施設に対して、情報提供のみならず、具体的な支援の方法についても検討を進めている。その意味でも、今後も活発な意見を期待したい。

子どもを中心とする視点から検討することが重要であり、グループホームの必要性の理解が進むことを期待してやまない。

(2) グループホーム実務担当者からの声

「子どもの定員の見直し」や「職員の勤務体制の改善」については児童福祉法最低基準との絡みもあり、早期改善への道は険しいと言わざるを得ない。しかし、ケアを必要とする子どもたちへ、より質の高いサービスを提供するために、上記の2点の改善は急務と言えよう。東京都ならびに国も子どもたちのケアの現状を理解し、改善について検討を進めることを期待したい。

当グループホーム制度委員会は、これまで主として実務担当者間の情報交換の場や研修の場としての機能を果たしてきた。

今回の調査から、「グループホームに勤務している際の孤独感を感じる」、「調理に時間がかかり、子どもに対して充分に関わることが難しい」といった声があり、当グループホーム制度委員会としても定例の委員会においてこれらを意見交換のテーマとして考えていきたい。

(3) 今後のより質の高いサービス提供を目指して

東京都はグループホームの拡大を目指し、平成 19 年度末までにグループホームを 100 ヶ所まで拡大するという政策目標を掲げている。しかし、単に数字の拡大の達成ではケアを必要とする子どもたちへ質の高いサービスの提供は無理である。行政と施設双方のより緊密な連携が望まれる。

今回の調査を通して当東社協児童部会グループホーム制度委員会からの提言を述べたい。

1 職員の勤務体制の見直し

調査の結果からも各施設は職員の配置体制に苦慮していることが伺われた。常勤職員を 2 名と非常勤職員でローテーションを組むことが基本ではあるが、実際には常勤職員 3 名で対応している施設もあるという。そのような施設は人件費については法人の持ち出しによる対応を行わざるを得ない。本園の兼務職員を充当している施設もあり、それぞれの施設の努力の上にケアが展開されている。また、グループホーム担当職員は本園の職員に比較し、勤務時間、宿直回数双方について多いという指摘もある。勤務体制については、配置職員の拡大と人件費の見直しの検討が必要であろう。

2 子どもの定員を 6 名から 5 名へ

調査結果において実務担当者からの指摘であったように子どもの配置基準を見直し、子どもの定員の削減はケアの質の向上に直結しているとも言え、重要な検討課題である。被虐待体験を持つ子どもや ADHD やアスペルガー症候群といった 1 対 1 の対応を求められる子どもの入所も多く、子どもの定員の削減は急務の課題である。

3 職員の研修体制の充実

グループホームの業務は本園での業務と異なる部分は少なくない。地域との関係作りや、調理といったことに苦慮している職員も少なくことから、そのようなテーマについての情報の交換と研修プログラムが必要である。さらにグループホーム制度の拡大・定着期においてグループホーム支援員(スーパーバイザー)の配置が必要であろう。

現在、大都市東京の児童数は減少の一途をたどっているにも関わらず、被虐待児童をはじめ社会的養護を必要とする児童は増え続けている現状にある。結果的に家庭を奪われた児童に家庭的養護を提供する事は児童の安定と成長にとって不可欠な課題である。養育家庭制度とグループホーム制度の拡充は大都市東京の児童にとって重要な施策であり、東京の児童養護施設関係者としてもグループホームの充実に今後とも力をそそいでいきたいとの思いである。